

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
73	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (4) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となった世帯)の支給事務 (5) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税均等割のみ課税となった世帯)の支給事務 (6) 岩国市低所得者支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (7) 岩国市定額減税補足給付金の支給事務 (8) 岩国市低所得世帯支援給付金の支給事務 (9) 岩国市定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩国市福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 生活支援課 TEL:0827-29-5073
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務上必要ない特定個人情報にアクセスできないよう制御するとともに、事務取扱者には研修を実施している。個人番号及び本人情報が添付された申請書のマスキング処理を含め、取扱いに関しては複数人での確認をしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行う端末と職員が必要最小限となるよう、照会を実施する職員を限定するとともに、離席時のログアウトを徹底している。また、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な資料のみ添付するよう注意書きを記載している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月8日	評価書名	電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年3月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岩国市は、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩国市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年3月8日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年3月8日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務を行う。支給要件の該当性を判定するに当たり特定個人情報を取り扱う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 （2）岩国市物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給事務 （3）岩国市物価高騰対応重点支援給付金（低所得者の子育て世帯への加算）の支給事務	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月8日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金情報ファイル	特定公的給付に関するファイル	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年3月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条、令和5年デジタル庁・総務省告示第17号、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条、令和5年デジタル庁告示第8号	番号利用法第9条第1項、別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年3月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の121の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4、令和5年デジタル庁・総務省告示第18号	番号利用法第19条第1項第8号、別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月27日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (4) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となる世帯)の支給事務 (5) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税均等割のみ課税となる世帯)の支給事務 (6) 岩国市低所得者支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (7) 岩国市定額減税補足給付金の支給事務	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年6月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第一の101の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	番号利用法第9条第1項、別表の135の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第1項第8号、別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項	事後	記載内容の見直しによるもの
令和6年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月3日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月3日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (4) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となった世帯)の支給事務 (5) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税均等割のみ課税となった世帯)の支給事務 (6) 岩国市低所得者支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (7) 岩国市定額減税補足給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (4) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となった世帯)の支給事務 (5) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税均等割のみ課税となった世帯)の支給事務 (6) 岩国市低所得者支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (7) 岩国市定額減税補足給付金の支給事務 (8) 岩国市低所得世帯支援給付金の支給事務	事前	記載内容の見直しによるもの
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月13日 時点	事前	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和5年12月13日 時点	事前	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介入させる作業		十分である 業務上必要ない特定個人情報にアクセスできないよう制御するとともに、事務取扱者には研修を実施している。個人番号及び本人情報が添付された申請書のマスキング処理を含め、取扱いに関しては複数人での確認をしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 情報照会を行う端末と職員が必要最小限となるよう、照会を実施する職員を限定するとともに、離席時のログアウトを徹底している。また、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な資料のみ添付するよう注意書きを記載している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月13日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (4) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となった世帯)の支給事務 (5) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税均等割のみ課税となった世帯)の支給事務 (6) 岩国市低所得者支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (7) 岩国市定額減税補足給付金の支給事務 (8) 岩国市低所得世帯支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 岩国市電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (3) 岩国市物価高騰対応重点支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (4) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となった世帯)の支給事務 (5) 岩国市低所得者支援給付金(新たに住民税均等割のみ課税となった世帯)の支給事務 (6) 岩国市低所得者支援給付金(低所得者の子育て世帯への加算)の支給事務 (7) 岩国市定額減税補足給付金の支給事務 (8) 岩国市低所得世帯支援給付金の支給事務 (9) 岩国市定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務	事前	記載内容の見直しによるもの
令和7年6月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	番号利用法第9条第1項 別表の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和7年6月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和6年12月13日 時点	1万人以上10万人未満 令和7年6月11日 時点	事前	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月13日 時点	令和7年6月11日 時点	事前	しきい値調査の実施による変更